

## JAバンク優遇プログラム規定

### 1 内容

「JAバンク優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、宮崎県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて手数料等の優遇を提供するサービスです。

### 2 対象

対象は当会とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

### 3 開始時期

本サービスは、当会所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当会所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

### 4 得点・ステージ

- (1) サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月25日から翌月24日までステージを適用します。
- (2) お客様に適用するステージは、毎月25日に更新します。
- (3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次の通りとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	一定期間内に給与振込として発信された振込を受け取られており、 <u>月間取引金額が5万円以上であること。</u>	40
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農林年金・農業者年金・国民年金等）として発信された振込を受け取られていること。	40
公共料金自動支払	一定期間内に電気・電話・ガス、水道、NHK料金を <u>口座振替にて自動支払</u> されていること（1項目毎に1点ずつ付与します）。	1～5 (上限5)
JAカード利用	一定期間内にJAカードの利用代金または年会費が当会の口座から自動支払されていること。	20
貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円毎に2点ずつ付与します）。	2～100 (上限100)
定期貯金・定期積金	定期貯金または定期積金のお取引をいただいていること。	20

- (4) 金利・手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

- (5) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次の通りとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	50点以上	100点以上

## 5 優遇

- (1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当会所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。
- (2) お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。
- (3) 優遇内容、優遇期間については次の通りとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
ATM入出金 手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM(※)において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。		1回 まで	3回 まで

(※) 対象となるATMはセブン銀行、イーネット、ローソン銀行、ゆうちょ銀行となります。

## 6 変更・終了

- (1) 当会の事情により事前に通知することなく、本サービスの内容(得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等)を変更、または本サービスを終了することがあります。
- (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。
  - ①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合
  - ②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合
  - ③契約者本人が亡くなった場合
  - ④金融情勢の変化、その他当会が相応の事由があると判断した場合

## 7 免責事項

災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を負いません。

令和4年2月13日現在